

市町村広域連携支援のご案内

～市町村における森林・林業再生基盤づくり交付金の有効活用～

はじめに

我が国の森林資源は、利用可能な段階に入り、国産材の利用拡大を通じた林業・木材産業の再生のためには、国産材を低コストで生産し安定的に供給するとともに、品質・性能の確かな製品に加工する体制等の整備が必要です。

このような中、森林・林業基本法に掲げる基本理念及び森林・林業の再生を図ることを目的とした、「森林・林業再生基盤づくり交付金」を新たにスタートすることとなりました。

これに併せ、施設整備に関する事業において、県境を越える地域が連携した取組を対象に、国から市町村に直接交付する仕組みを従来のものより簡素化し、地域のニーズにより機動的に対応するものとししました。

次ページより、市町村から国へ直接申請する仕組みの概要についてご案内しますので、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な活用をご検討ください。

* 必要に応じて、都道府県を経由して申請することも可能ですので、最寄りの都道府県林務部局へご相談下さい。

主な特徴

1. 県境を越える取組を支援します

県境を越える広域的な取組について、関連する施設の整備を一体的に支援します。これにより、計画全体の効率的な執行が可能となります。

都道府県を經由する事業メニュー

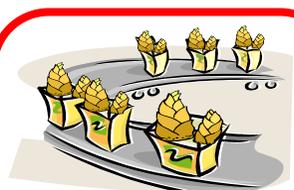
県内で整備する施設について、交付金を充てるかどうかを施設毎に審査

A県



E事業体

林業機械の導入

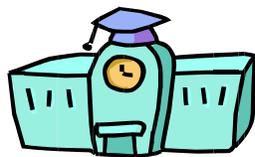


F森林組合

特用林産物加工
施設の整備

H市

木造公共施設整備



〔公共建築物等木材利用促進法に規定する
方針に基づくもの〕

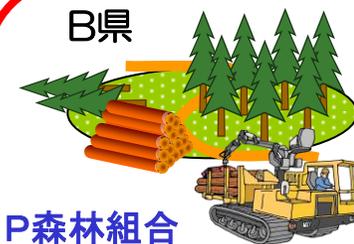
市町村広域連携支援

県境を越える広域圏の「連携」を重視し、関連する施設に対して交付金を充てるかどうかを審査

広域圏における取組について関連施設を整備

県境

B県



P森林組合

林業機械の導入

C県

Q事業体

林業機械の導入

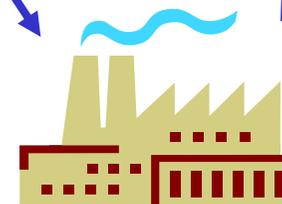


長期の安定供給協定の締結

R株式会社

製材工場の整備

D県

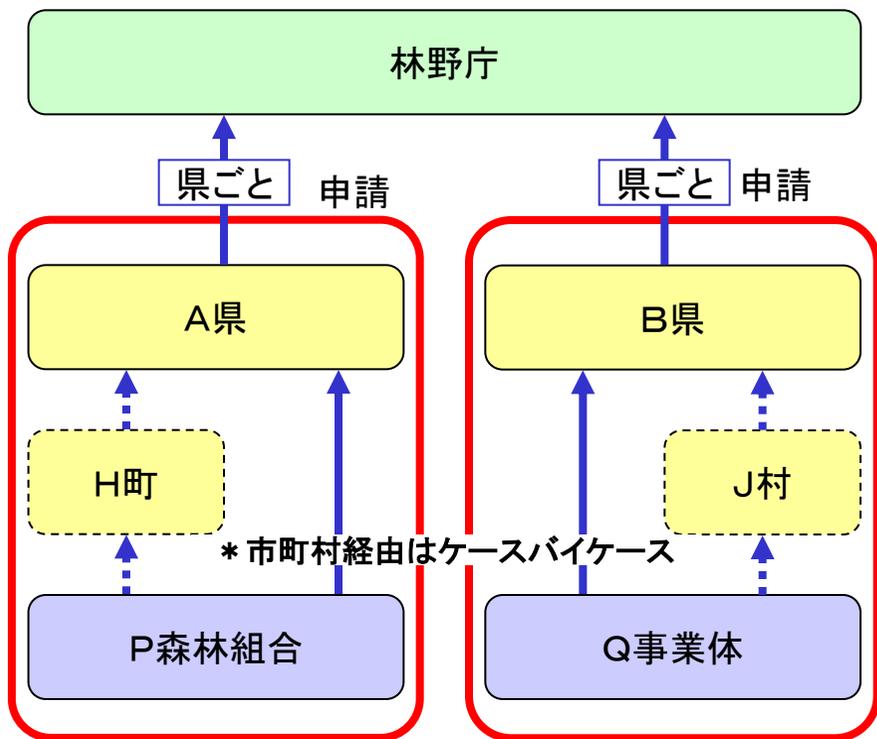


2. 市町村から国へ直接申請できます

事業計画の提出や交付金の申請を直接国へ行うことができます。
市町村の自主性と裁量の拡大により、地域のニーズに機動的に対応するとともに、都道府県は、県費をより効率的に執行することが可能となります。

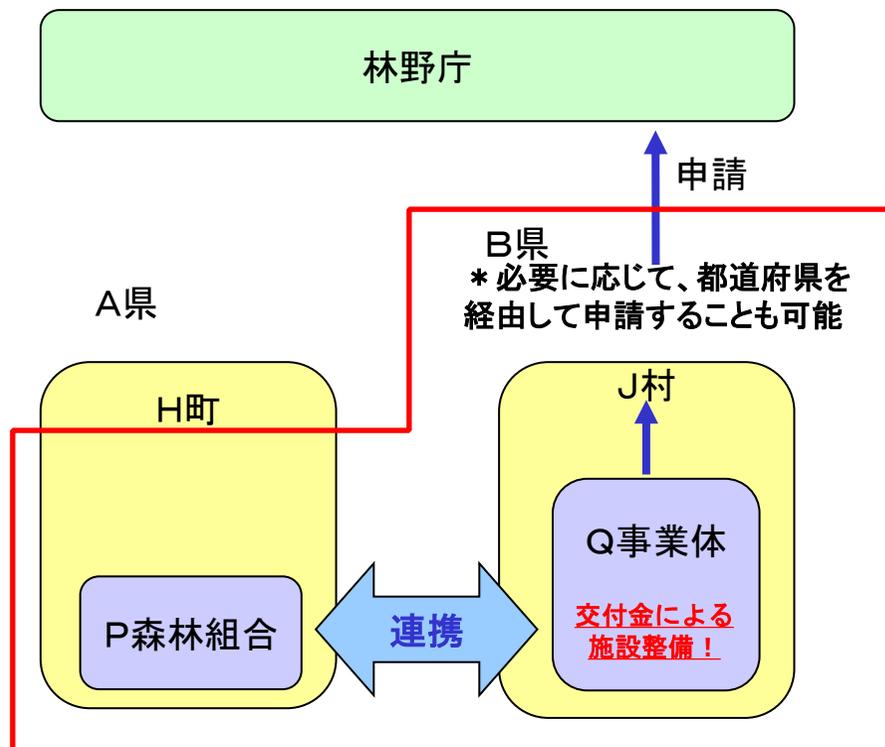
都道府県を経由する事業メニュー

都道府県の経費負担の有無にかかわらず、都道府県は必ず経由して申請。市町村を経由するのはケースバイケース



市町村広域連携支援

事業主体が、本交付金により施設整備を行う場合、当該市町村が連携内容を確認のうえ、単独で計画を作成し申請する。必要に応じて、都道府県を経由して申請することも可能



3. 地域に適した事業が実施できます

1事業費が500万円未満でも実施可能とします。また、市町村長等の指定があれば、事業実施主体は特に制限しません。

これにより、地域の実情等を一層踏まえた事業が可能となります。

都道府県を経由する事業メニュー

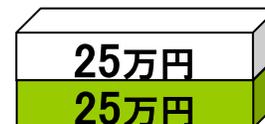
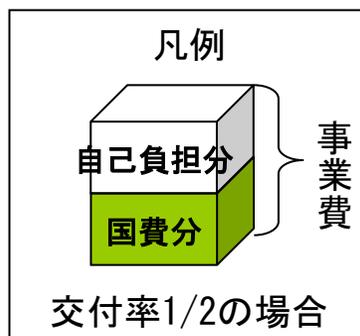
- ・ 1事業費は500万円以上(メニューにより異なります)
- ・ 事業実施主体は、メニュー毎に国が定める者に限定

市町村広域連携支援

- ・ 地域に適した規模の事業費(50万円以上)で実施が可能
- ・ 事業実施主体は、メニュー毎に国が定める者以外でも、計画主体の長が指定する者も可能



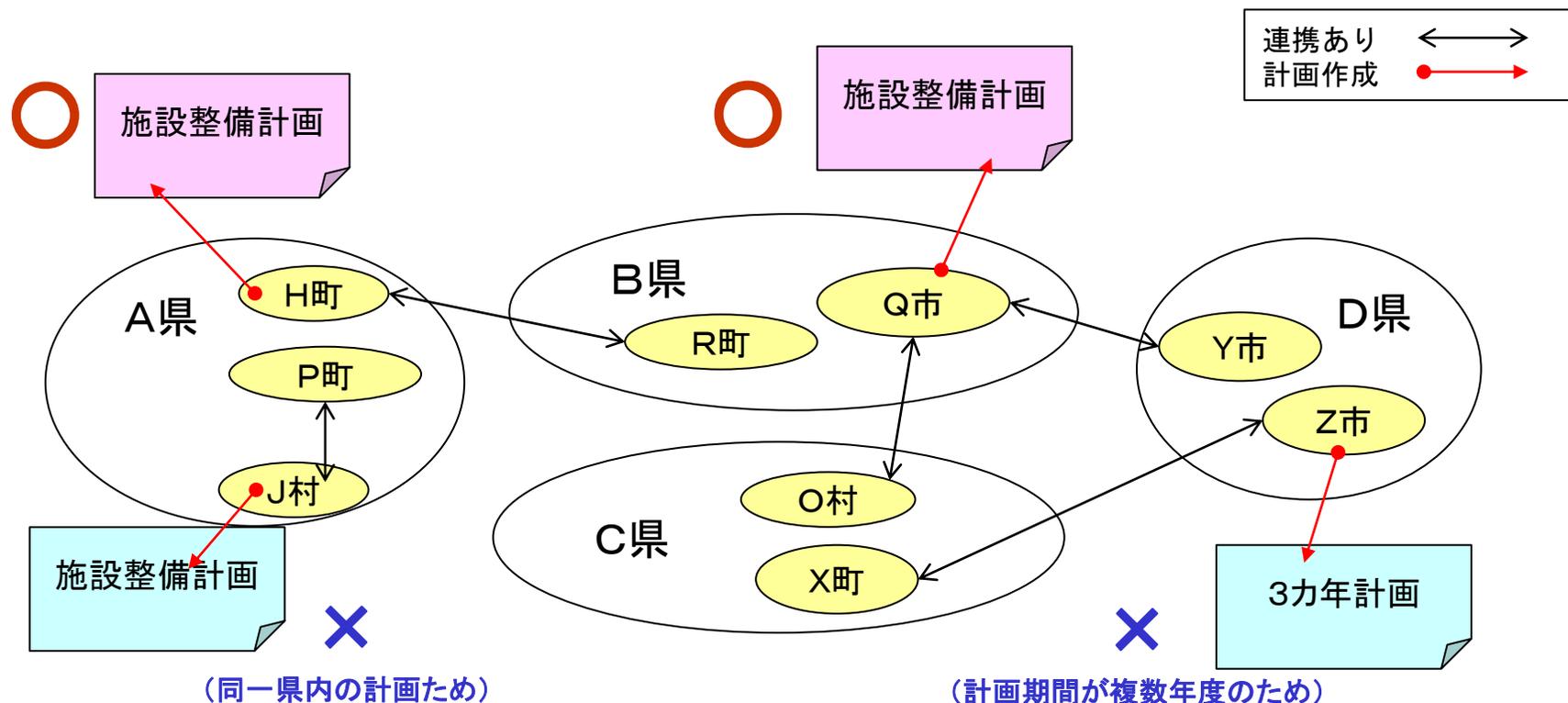
(事業費500万円未満)



事業を実施するためには

次の要件をすべて満たすことが必要です。

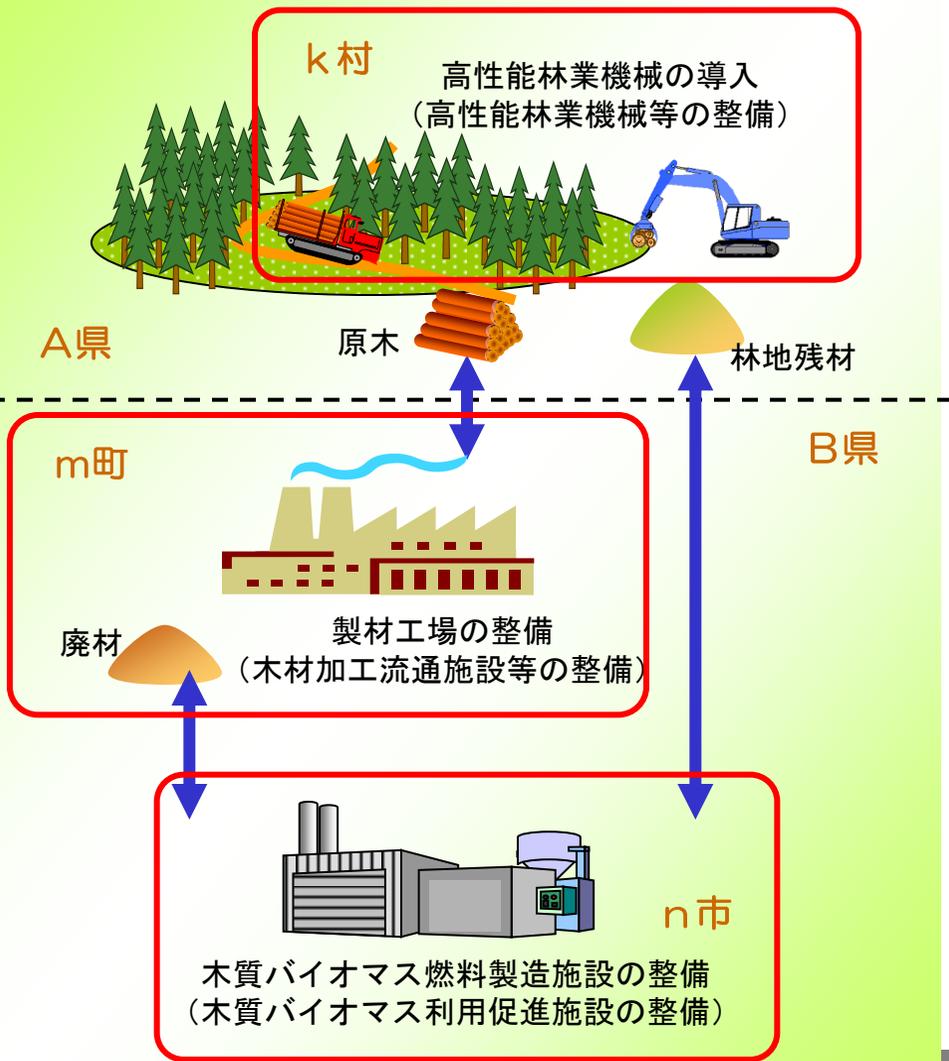
- ・ 取組の範囲が県境を越えるものであり、関係者の連携が図られていること
- ・ 異なる都道府県に位置する複数の事業主体が連携して実施する取り組みに対して、市町村がその連携内容を確認し、事業計画を策定すること
- ・ 事業計画が単年度であること
- ・ 施設整備を実施する計画があること



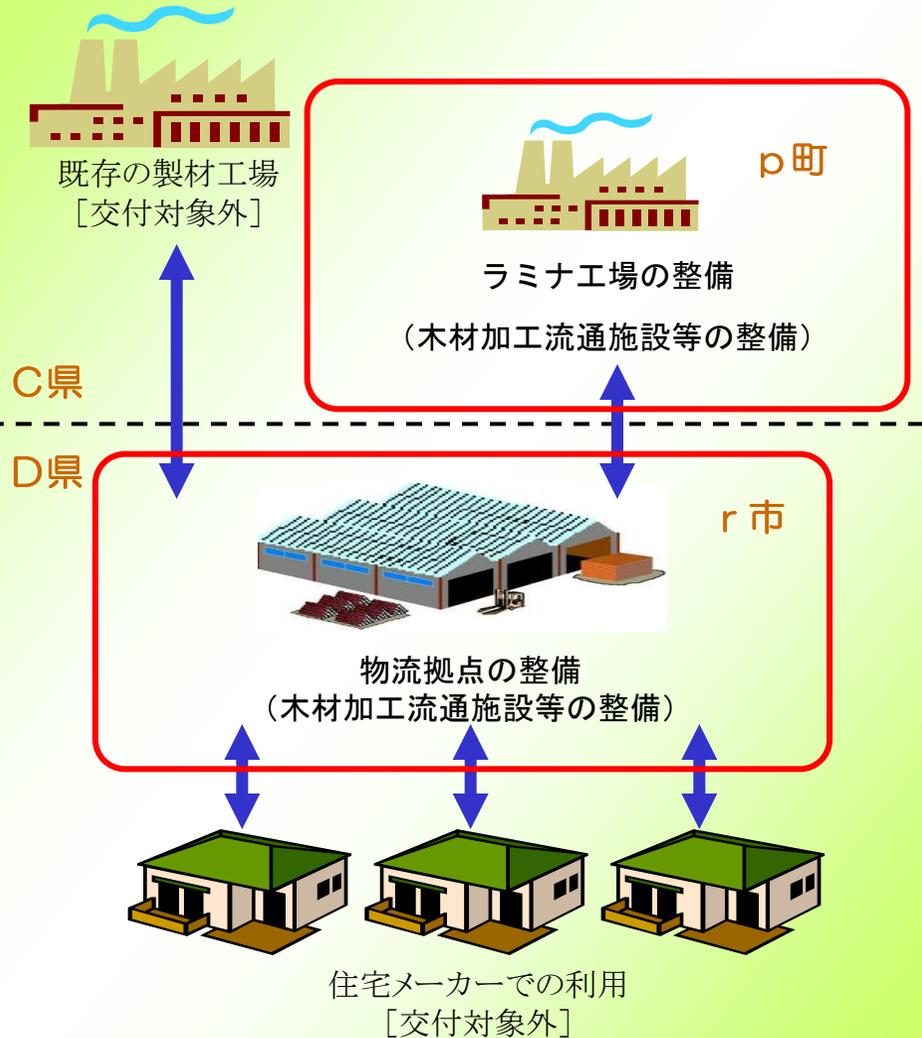
活用イメージ

凡例	 : 支援対象となる施設等	 : 県境
	 : 協定等による連携	 : メニュー名

(事例1) 地域一体となって地域材の有効利用に取り組むケース



(事例2) 物流の拠点となる施設を中心として、市場ニーズに応じた地域材の安定供給に取り組むケース



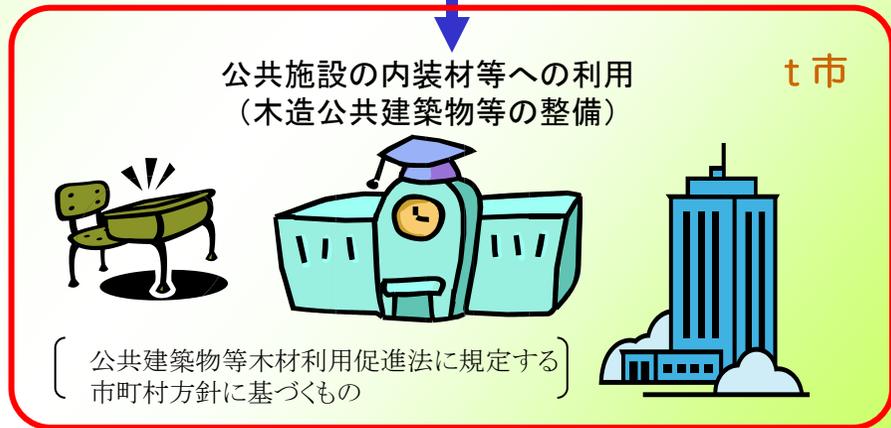
凡例	 : 支援対象となる施設等	 : 県境
	 : 協定等による連携	 : メニュー名

(事例3) 川上と川下の市町村が連携し、小中学生に対する森林環境教育や木材利用に関する教育活動に取り組むケース

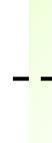


E 県

F 県



(事例4) 都市地域と山村地域が連携して、地域産物の需要拡大に取り組むケース



G 県

H 県

事業内容

1. 施設整備（ハード事業）

目標	メニュー等名	目的	整備可能な施設等の例	主な交付率
森林整備の推進	高性能林業機械等の整備【森林整備型】	森林整備の効率的かつ円滑な実施のための条件整備の推進	高性能林業機械、グラップル付きトラック、自走式搬器等の林業機械	4.5/10
森林の多様な利用・緑化の推進	森林づくり活動基盤の整備	森林環境教育をはじめとする林業体験の場の整備	森林フィールド、森林環境教育活動施設等	4/10、1/3、1/2
望ましい林業構造の確立	高性能林業機械等の整備【素材生産型】	林業再生の担い手育成や林業生産コストの低減	高性能林業機械、作業ポイント、山土場貯木場、森林GIS	1/3、4/10、1/2
特用林産の振興	特用林産振興施設等の整備	地域の特性に応じた特用林産物の生産・供給体制の確立	特用林産物生産基盤整備、特用林産物生産施設、特用林産物獣害対策施設等	1/2
木材利用及び木材産業体制の整備推進	木材加工流通施設等の整備	競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給	木材処理加工施設、木材集出荷販売施設	1/2、1/3
木材利用及び木材産業体制の整備推進	木造公共建築物等の整備	高い展示効果を有する公共施設について木材利用の推進	公共施設、公共施設の木質内装	1/2
木材利用及び木材産業体制の整備推進	木質バイオマス利用促進施設の整備	木質バイオマスをエネルギー及び製品の原料として利用促進	木質バイオマス供給施設、木質バイオマスエネルギー利用施設等	1/2、1/3

2. 企画・調査等（ソフト事業）

施設整備を効率的かつ効果的に実施するために直接必要な企画・調整・調査などのいわゆる「ソフト事業」は、ハード事業と一体的に行う場合のみ実施可能です。
また、その要件は次のとおりです。

1. 市町村広域連携支援として実施する**施設整備と一体となって実施**するもので、施設整備の効果を増大させるために直接必要であると認められる企画・調整・調査などが対象です。
2. 交付率は**1／2以内**です。
3. 交付限度額は、市町村広域連携支援として実施する**施設整備に対する交付額の1割以内**です。
4. 具体例としては次のような取組です。
 - ① 施設の運営方針について、関係者で行う打合せの開催
 - ② 中小企業診断士などによるフォローアップ診断の実施
 - ③ 普及啓発のためのPRイベントの実施 など

手続きの流れ

